

質疑・一般質問

12月5日、8日、9日の本会議では、22人の議員が登壇し、重点支援地方交付金を活用した物価高対策や新ごみ処理施設整備基本計画などについて、市の見解を求めました。

発言者と質問項目の一覧は下段に、主な内容は2面から5面に掲載しています。

なお、二次元コードを読み取ると本会議の録画映像をご覧いただくことができます。



発言者一覧

—発言順—（ ）は会派名

- 千住啓介**（自由民主党明石・代表質問）
①高市内閣による強い経済を実現する総合経済対策である重点支援地方交付金の拡充 ②来年度実施する小学校体育館への空調設備設置事業 ③神戸マラソン2025大会 ④明石サービスエリアにおけるスマートインターチェンジ設置

梅田宏希（公明党）
①重点支援地方交付金を活用した物価高対策 ②教育改革と子どもの「今」を中心に据えた教育行政 ③明石市教育委員会における来賓招待の在り方

山中裕司（市民の会）
①若者の自殺を防ぐための取組 ②地域文化の担い手不足への支援策

宮坂祐太（明石かがやきネット）
①カスタマーハラスメント防止対策 ②景観計画の策定による明石の地域特性を踏まえた景観まちづくり

高尾秀彰（明石維新の会）
①歴史的町並み・文化施設を守り、市民の安全につなぐ防災対策

出雲有希子（自由民主党明石）
①学童保育の現状と体育館空調設備を活用した環境改善 ②小学校給食費無償化に伴う財政への影響と学校諸費の公会計化

尾倉あき子（公明党）
①来年度本格実施となる「こども誰でも通園制度」 ②さらなる認知症支援として認知機能検診の実施を ③明石駅周辺にぎわいの創出

黒田智子（市民の会）
①不登校支援 ②学習障害を含む発達障害の早期発見と支援 ③明石サービスエリアへのスマートインターチェンジ設置

林丸美（明石かがやきネット）
①新年度の主な取組（令和7年度予算分）に記載の各種「在り方の検討」の進捗と意思決定 ②野々池貯水池の今後の在り方検討の早期具体化と利活用に向けた取組 ③議案第87号「水とみどりでつながるあかしネイチャーポジティブ宣言のこと

正木克幸（明石維新の会）
①歳出削減及び歳入拡大 ②本市所有資産の有効活用

灰野修平（自由民主党明石）
①あかし保健所1階多目的ホールの活用 ②地域経済活性化と地域産業強化に向けた支援体制の再構築 ③ごみ分別促進及び最終処分場の延命化に関する取組

長尾博子（公明党）
①不登校児童生徒への支援 ②本市の中小企業・中小事業者への支援の拡充 ③本市の敬老優待乗車券「寿タクシー利用券」の見直し

上田雅彦（市民の会）
①新ごみ処理施設整備・運営事業 ②明石市地球温暖化対策実行計画

中村茂雄（明石維新の会）
①中高年のひきこもり支援の拡充 ②南海トラフ巨大地震対策

三好宏（自由民主党明石）
①明石市の農業の現状とその支援策 ②下水道事業の広域化 ③道路交通法の改正に伴う自転車の罰則規定

飯田伸子（公明党）
①市民の健康増進のために健康ポイント制度の拡充を ②新型コロナウイルスワクチン定期接種費用の自己負担額軽減

金尾良信（市民の会）
①障害（児）者の移動支援のさらなる充実 ②災害発生時における福祉避難所のさらなる充実 ③住みなれた地域で安全・安心に暮らせる環境づくり

中川夏望（市民の会）
①明石駅周辺地区における取組 ②学校給食の充実 ③子育て支援のさらなる拡充

山下祥（市民の会）
①暮らしているだけで健康になるまち「アクティビシティ」を目指して

辻本達也（日本共産党）
①明石市自治基本条例に係る市長の認識 ②大久保北部のスマートインターチェンジ設置計画 ③PFA S汚染への対応 ④新ごみ処理施設整備基本計画

中西礼皇（対話の会あかし）
①議案第87号「水とみどりでつながるあかしネイチャーポジティブ宣言のこと」 ②放課後児童クラブ

家根谷敦子（スマイル会）
①豊かな海づくり

明石の大切な海を次世代へ

豊かな海づくりに参画できる

体験型イベント開催

答 明石の大切な海を世代へ引き継ぐために子どもたちが海の現状や環境への影響などを知る機会を増やすべきと考える。令和7年8月に小学生を対象とした体験型イベントを開催したが、来年度以降の開催について聞く。



船に乗って明石の海を体感

整備に向けた検討状況は、**新ごみ処理施設整備の検討状況を聞く。**新ごみ処理施設は、**国の交付金制度を活用し整備するが焼却施設を令和10年度以降に着手する場合、交付金の減額措置の対象となるため9年度の着工を決定している。**乾式メタングаз化施設は、生ごみや紙類などをメタガスに変換しエネルギー

一回収を図ることかで、 CO_2 の削減効果が期待できる。しかし、メタン発酵後に発生する残留物の焼却処理が必要なこと、建設予定地の面積不足や市の財政負担も増額となること等から同施設の併設はできないと判断した。



老朽化が進む現施設(明石クリーンセンター)

企業や自治体に義務づけられたカスマーハラス

問 市内の事業者を対象としたカスマーハラスメント（以下、カスマーハラス）防止条例を制定しないか。

答 同条例は、顧客等の過度な言動から労働者を守るため事業主が労働者の安全を確保するための対策を講じ、顧客等がカスマーハラスを行わ

ないよう責務を課すものである。令和6年に東京都が初めて制定し、7年11月時点で全国の8自治体が制定している。国は法の一部を改正し、8年10月から全ての企業や自治体にカスハラから労働者を保護するための対策を義務付ける。対応が

不十分な場合は国から正を指導・勧告し從ない場合は名称等が表される。また、力ハラの該当事例や警等への通報など対応法の指針が業種別対応企業マニュアルとし示される予定だ。

まずは市内事業者、市民に法律の趣旨や、針等の内容を積極的に周知し、意識の醸成を図ることが重要である。条例制定はこの取り組みを行った上、必要に応じ検討したい。